

北方町の公共建築物等における木材利用推進方針

第1 趣旨

木材の利用を推進することは、脱炭素社会の実現、循環型社会の形成、国土の保全、水源のかん養その他の森林の持つ多面的機能の発揮及び地域経済の活性化に貢献するものである。

このため、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（以下「法」という。）第912条第1項の規定に基づき、岐阜県が定める「岐阜県木の国・山の国県産材利用推進計画」に即して木材利用推進方針を策定するものであり、公共建築物等の木造化^(注1)・内装の木質化^(注2)などを推進することにより、地域材^(注3)の利用を促進し、木材の利用拡大を図るために必要な基本的事項を定めるものである。

（注1）「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいう。

（注2）「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用すること。

（注3）「地域材」とは、県内の森林から生産された木材とし、原則として、県内で加工された木材とする。

第2 公共建築物等における木材利用促進のための施策に関する基本的事項

町は、法第5条に規定する町の責務を踏まえ、町が行う公共建築物の整備及び公共土木工事等の実施において、費用面で著しく合理性を欠かない範囲で、岐阜県産木材を積極的に利用した木造化・木質化を推進する。

第3 公共建築物の整備における木材利用の推進の目標

（1）公共建築物の木造化

町が整備する公共建築物の建築にあたっては、法的規制、建築物の特徴、用途、維持管理方法等を考慮した上で、法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められない低層の建築物は、原則として木造化を図るものとする。

（2）公共建築物の内装等の木質化

町が整備する公共建築物について木造化を図ることが困難であると判断されるものや、改修を行う施設においては、可能な限り内装等の木質化を図るものとする。

(3) 備品等における木材利用

公共建築物に導入する備品については、地域材の木材を用いた製品を積極的に導入するものとする。

(4) 木質バイオマスの利用

公共建築物において暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーを積極的に導入するように努める。

第4 土木工事における木材利用の推進

町が行う土木工事においては、強度、耐久性、維持管理等を考慮したうえで、間伐材等地域材及び木製品を積極的に使用するものとする。

第5 公共建築物等への普及・PR

公共建築物等の管理者は、町民が木造施設に触れ親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を理解できるよう、関係施設の普及啓発に努める。

この方針に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この方針は、平成24年12月5日より施行する。

附 則

この方針は、令和5年9月14日より施行する。